

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

事業者登録の手引き

【事業者用】



第2版
2012.10.1

港区環境課地球温暖化対策担当
みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局

はじめに

本手引書は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における事業者登録の手続き方法等について記したものです。

協定自治体に登録を申請する事業者は、協定木材製品への信頼性の保持、向上のため、本手引書の内容を十分理解したうえで適正な事務を行っていただきますよう協力をお願いします。

なお、事業者登録にあたり、ホームページに関連する作業を行う際は、本手引書と合わせて「ホームページ利用マニュアル【事業者用】」をご活用ください。

港区環境課地球温暖化対策担当

事業者登録の手引き【事業者用】 目次

1 事業者登録の概要.....	4
2 登録の要件.....	4
3 事業者登録の流れ.....	5
4 登録情報の更新について.....	9
5 複数自治体への登録について.....	10
登録書類の作成・提出にあたっての注意事項.....	12
製品分野一覧.....	20
参考資料1 混合製品の「木材使用量」及び「二酸化炭素固定量」の考え方と算定方法....	23
参考資料2 二酸化炭素固定量の計算方法.....	29

＜本手引書に関する問い合わせ先＞

港区環境リサイクル支援部環境課 地球温暖化対策担当
〒105-8511 港区芝公園1-5-25(8F)
TEL: 03-3578-2477

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度ホームページ

<http://www.uni4m.or.jp>

みなとモデル 検索 

1 事業者登録の概要

1. 事業者登録とは

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度（以下、本制度）は、港区内で延べ床面積 5,000 m²以上の建築を行う建築主に対して、一定量以上の国産木材の使用を義務付ける制度です。

本制度では、港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（以下、協定自治体）から産出された木材（以下、協定木材）の使用を推奨しています。

本制度における事業者登録とは、木材製品を取扱う事業者が、**港区内の建設現場に協定木材または協定木材製品を供給する**旨を、協定自治体に意思表示することを指します。協定自治体に登録した事業者を、「**登録事業者**」と呼んでいます。

2. 登録事業者のメリット

登録事業者になると、事業者の情報とその事業者が取扱う協定木材製品の情報が本制度ホームページ (<http://www.uni4m.or.jp>) に掲載されます。

港区は、区内で建築を行う建築主（当該計画の設計者、施工者を含む）に対し、ホームページに掲載されている事業者の協定木材の使用を推奨します。建築主は、ホームページから計画に合致する協定木材製品を検索して設計に盛り込んだり、登録事業者に直接問い合わせたりします。設計に盛り込まれた協定木材製品は、実際の注文につながる可能性も大きくなり、販路の拡大が期待できます。

2 登録の要件

事業者登録にあたっては以下の要件があります。

ア. **協定木材を他の木材と分別して管理、加工、出荷する。**

（協定木材の定義）

協定自治体内にあり、かつ次の条件を満たす森林から産出される木材をいう。

①森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条の規定に基づき、市町村長から森林経営計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号）の施行日である平成 24 年 4 月 1 日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。

②独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC 等）を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。

③森林法第 2 条第 3 項に定める国有林であり、同法第 7 条の 2 の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。

イ．協定木材の取扱実績を 1 年に 1 回、登録している自治体に報告する。

ウ．登録した自治体と連携、協力して協定木材の安定供給に努める。

エ．港区内における協定木材の活用を促進するための環境整備に努める。

オ．登録する自治体に提出する文書の内容が、本制度のホームページで公開されることを承諾する（業態による例外あり）。

カ．出荷する製品が協定木材であることを示すため、納品書に下記の「uni4m マーク」を必ず表示する。



※uni4m マークは登録完了後、各自治体からデータが提供されます。

なお、協定木材と他の国産木材、外国産木材、非木質材料等とを混合した製品を取り扱う事業者については別途、遵守事項及び提出書類があります。詳細は後述します。

3 事業者登録の流れ

1. どの協定自治体に登録するのか

本制度への登録を希望する事業者は、使用する協定木材の産地である協定自治体に登録を申請します。港区は登録受付先ではありませんのでご注意ください。

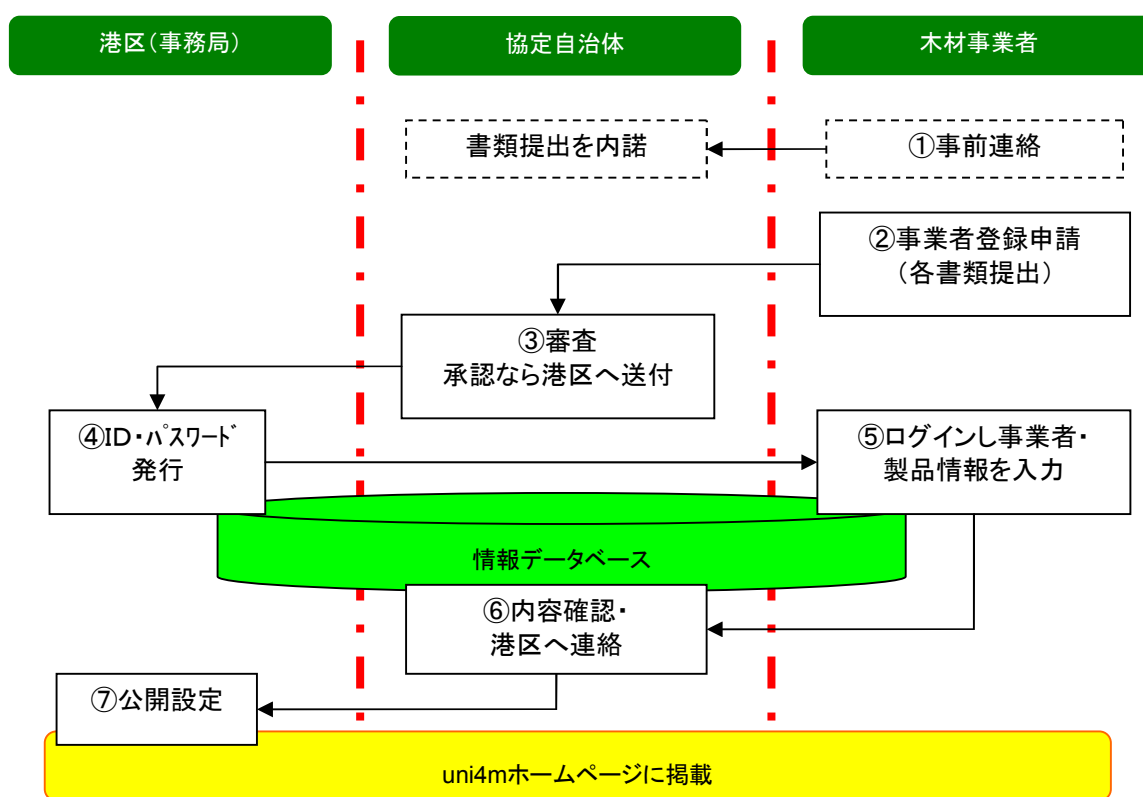
(例) 東京都あきる野市産のスギを使った製品を港区内の現場に供給したい

⇒ あきる野市に登録

2. 登録申請からホームページ掲載までの流れ

登録申請からホームページに情報が掲載されるまでの流れは下図のとおりです。以下、各段階における手続きの詳細を記します。

登録申請からHP掲載までの流れ



(1) 協定自治体への事前連絡

登録したい協定自治体に連絡し、登録申請について内諾を得てください。

(2) 事業者登録申請書ほかの提出

登録申請に必要な次の書類を作成し、自治体に提出します。

- 事業者登録申請書

※ 書式内の「●●市」部分を提出先の自治体名に修正してください。

※ 当該自治体と港区との協定締結日を自治体に確認のうえ記入してください。

- 事業者情報シート
- 取扱製品情報シート

各書式は本制度ホームページ (<http://www.uni4m.or.jp>) からダウンロードできます。作成方法等は 12 ページの「登録書類の作成・提出にあたっての注意事項」を参照してください。提出方法は各自治体の指示に従ってください。

※以下に該当する事業者は、**特殊業態事業者**としてそれぞれ専用の書式を使用してください（書式データについてはホームページからダウンロードできません。港区にお問い合わせください）。詳しくは 17 ページの「特殊業態の事業者の各書類の作成・Web入力について」を参照してください。

①伐採のみを行う事業者

②販売・流通事業者

商社、問屋、木材市場、原木市場など

③その他製品取扱事業者

製品分野の「その他製品」を取り扱う事業者

④特定取引のみの事業者

- ・ある特定の事業者の製品のための中間部材のみを製造する事業者
- ・自社で直接的な販売は行わない（商社等への卸のみ）部材メーカー など

（３）協定自治体での審査

- ①書類を提出した協定自治体において、登録についての審査が行われます。
- ②登録が承認されると、事業者登録申請書が協定自治体から港区に送付されます。
不承認の場合は協定自治体から事業者へ書類が差し戻されます。

（４）IDおよびパスワードの発行

港区は、協定自治体からの書類の受け取りをもって当該事業者にはホームページへのログイン用IDとパスワードを発行します（港区から事業者に直接送付します）。

※発行されたIDとパスワードは事業者の責任において厳重に管理してください。

不正ログインの防止のため、最初にパスワードを変更することをおすすめします。

(5) Web上での情報入力

①ログイン画面からIDとパスワードを入力して「事業者ホーム画面」にログインし、事業者情報、取扱製品情報を入力します。

②入力を終わったら、協定自治体に確認依頼の連絡をしてください。連絡方法は各自治体の指示に従ってください。

※「ホームページ利用マニュアル(事業者用)」(ホームページからダウンロード可)を参照して作業を行ってください。

※事業者情報、取扱製品情報はともに登録時に協定自治体に提出した書類と同じ項目について入力しますので、書類の内容と相違ないようにしてください。

※特定業態事業者は、それぞれの書類の作成内容に従って入力してください。詳しくは17ページの「特殊業態の事業者の各書類の作成・Web入力について」を参照してください。

(6) 協定自治体での確認

協定自治体において、Web上で入力された内容と登録時の書類内容に相違がないかなどをチェックし、問題がなければ自治体から港区に連絡が入ります。

※不備がある場合は差し戻しとなります。

(7) 公開設定

港区で公開設定を行います。当該事業者の情報は即時公開されます。

※内容に問題があると思われる場合や必須項目に入力漏れがあった場合は、港区から協定自治体および当該事業者の確認の連絡をすることがあります。

4 登録情報の更新について

1. 登録情報の更新方法

既に登録を済ませ、ホームページに情報が掲載されている事業者が掲載内容を更新する場合、原則、協定自治体の承諾を得る必要があります。以下の手順で手続きを行ってください。

- ①登録時に提出した書類の該当箇所を更新し、協定自治体に提出する。
- ②更新について協定自治体の承認が得られた後、web上で更新を行い、協定自治体に確認依頼の連絡をする。
- ③協定自治体から港区に確認完了の連絡があり次第、港区で公開設定を行う。

2. 登録情報の更新方法（例外）

下表のような軽微な更新の場合は、以下のとおり協定自治体での確認を省略できるとします。

- ①Web上で更新を行い、港区に公開設定依頼の連絡をする。
- ②港区で内容を確認のうえ、公開設定を行う。

<手順の省略が可能な更新の内容>

■事業者情報

項目	内容
森林認証名／認証番号	新規追加、既登録情報の更新
ISO	新規追加、既登録情報の更新
主要取引先	更新
主要設備機器	更新
PRコメント	更新
PR写真	新規追加、既掲載写真の更新
写真コメント	更新

■製品情報

項目	内容
寸法（ヨコ・タテ・奥行）	更新
寸法（直径）	更新

5 複数自治体への登録について

ある協定自治体に既に登録している事業者が、別の協定自治体に登録を希望する場合、以下のとおり手続きを行ってください。

（１）協定自治体への事前連絡

登録したい協定自治体に連絡し、登録申請について内諾を得てください。

（２）事業者登録申請書の提出

ア．事業者登録申請書、イ．事業者情報シート、ウ．取扱製品情報シートを作成し、自治体に提出します。

この際、登録申請書の「他の協定自治体への登録状況」欄に、既に登録している自治体名を漏れなく記載してください。

（３）協定自治体での審査

書類を提出した協定自治体において、登録についての審査が行われます。登録が承認されると、事業者登録申請書が協定自治体から港区に送付されます。

合わせて協定自治体から事業者に、既に発行されているID・パスワードでログインし、情報入力を行う旨の連絡があります。

（４）Web上での情報入力

ログインし、事業者情報、取扱製品情報を入力します。入力を終わったら、協定自治体

に確認依頼の連絡をしてください。

※事業者情報ページの「登録自治体」欄で、新たに今回登録する自治体名にチェックを入れてください。

※既に登録済みの製品ページの「材の産地」欄で、新たに今回登録する自治体名にチェックを入れてください。(今回登録する自治体産材を使用する場合)

※今回登録する自治体産の協定木材を使った製品を新たに登録する場合は、その製品について追加入力してください。

(5) 協定自治体での確認

協定自治体において、Web上で入力された内容と登録時の書類内容に相違がないか等をチェックし、問題がなければ自治体から港区に連絡が入ります。

(6) 公開設定

港区で公開設定を行います。当該事業者の情報は即時公開されます。

<登録書類の作成・提出にあたっての注意事項>

各書類の作成および提出にあたっては、下記をご確認ください。

なお、伐採のみを行う事業者、販売・流通事業者、その他製品取扱事業者、特定取引のみの事業者については、それぞれ書類の作成・Web入力のやり方が通常と異なります。これらに該当する事業者は、17ページの「特殊業態の事業者の各書類の作成・Web入力について」を参照してください。

1 事業者登録申請書

原則、すべての項目について記載してください。また、記載にあたっては以下の項目について特に注意してください。

項目	注意点
担当者	・自治体によって異なる担当者での登録は不可
主な取扱製品分野	・20ページの「製品分野一覧」から選択
他の協定自治体への登録状況	・既に登録している自治体の名称をすべて記載

2 事業者情報シート

【※】印の付いた項目は必ず記載してください。また、記載にあたっては以下の項目について特に注意してください。

項目	注意点
登録している自治体	(複数の自治体に登録している(する)場合) ・既に登録している自治体名、今回登録する自治体名をすべて記載
業態	・該当する業態を「■」とする。複数選択可
取扱製品分野	・製品分野一覧シートで該当するものをすべて選び「■」とする

みなとモデル制度 担当者	・複数の自治体に登録する場合、自治体によって異なる担当者の登録は不可（1事業者につき担当者1名）
工場所在地	・3件まで記載可
合法木材認定	・取得している認定の団体名と認定番号を記載 ・3件まで記載可
森林認証	・取得している森林認証名と認証番号を記載 ・3件まで記載可
I S O	・取得しているものを「■」とし、認証番号を記載
主要取引先	・200文字以内で任意で記載 ※w e bフォームが200文字以内
主要設備機器	・200文字以内で任意で記載 ※w e bフォームが200文字以内
P Rコメント	・400文字以内で任意で記載 ※w e bフォームが400文字以内

- 書類上では省略していますが、w e bフォームでは工場での作業風景や設備機器、主力の協定木材製品などP Rしたい事項の写真を6枚まで掲載することができます。

※協定木材製品以外の製品の写真は掲載できません。

ファイル： PNG、JPEG、GIF 推奨サイズ： 2MB以下

- 写真を掲載した場合、w e bフォームでは写真のコメントを200文字以内で記載することができます。

3 取扱製品情報シート

【※】印の付いた項目は必ず記載してください。また、記載にあたっては以下の項目について特に注意してください。

※協定木材を使用していない製品は登録できません。

※各事業者 1 製品以上の登録が必要です（業態による例外あり）。最大 25 製品まで登録できます。

項目	注意点
製品登録No.	・ 1 から順に付番してください
製品分類	・ 製品分野一覧シートからひとつ選び記載
性能	・ 該当するものを「■」とする。複数選択可
使用樹種	・ 該当する樹種をひとつだけ記載 ※複数樹種を混合している製品の場合、代表的な樹種をひとつ記載し、それ以外の樹種は特記事項欄に記載する。
材の産地	・ 該当する協定自治体名を記載。複数可 ※「使用樹種」欄に記載した材の産地（協定自治体名のみ）をすべて記載 ※混合製品の他の樹種を特記事項欄に記載した場合、その材の産地も特記事項欄に記載
設計価格	・ 「●●～●●円」のように幅のある記載も可 ・ 「応相談」「お問い合わせください」等の記載も可
単位	・ 該当するものをひとつ選び「■」とする ・ 設計価格に合わせること
他寸法での対応	・ 「可」の場合、寸法が異なるだけの製品を別途登録することは不要
J A S / J I S	・ 該当するものを「■」とする
特記事項	・ 複数使用樹種使用の場合の補足、等級、節の程度、乾燥方法、含水率、強度、特殊加工品の場合の説明など P R 事項を 200 文字以内で記載 ※w e b フォームが 200 文字以内

■製品 1m³ あたりのデータ

以下の項目について、当該製品 1m³ あたりのデータを明らかにしてください。

※この数値は、建築主（設計者、建設事業者を含む）が建築物での木材使用量を検討する際に参考とするものですので、正しい数値を記入してください。

※下記の例外を除き、製品そのものの木材使用量（寸法から計算する量）を記入してください（製造するための原木投入量ではありません）。繊維板、圧縮・圧密材製品などを除き、製品 1m³ あたりの国産木材使用量が 1m³ を超えることはありませんので注意してください。

◆パーティクルボード・MDF・OSB・木質セメントボード等はチップ投入量で計算する。

◆家具の場合は「製品 1m³ あたり」を「1 製品あたり」と読み替えて数値を記入する。

※数値は小数第 2 位までを記入（小数第 3 位以下切捨て）する。ただし、木材使用量が小さく、「0.00」となってしまう製品については 0 ではない数字が出るまで記入する。

項目	注意点
①国産木材使用量	・国産木材が何m ³ 使われているかを記載
②うち協定木材使用量	・①のうち協定木材が何m ³ 使われているかを記載 ※この数値がゼロの製品は登録できません（業態による例外があります）
③国産木材の CO ₂ 固定量	・固定量計算の方法は 29 ページを参照
④うち協定木材の CO ₂ 固定量	・③のうち協定木材による CO ₂ 固定量を記載 ・固定量計算の方法は 29 ページを参照
当該製品のみなどモデル制度における区分	・当該製品の木質材料分のうち 70%以上 が協定木材を使用している場合「協定木材」として扱う ・70%未満の場合は「国産合法木材」となる ・詳細は 23 ページを参照

●混合製品を取扱う事業者は、取扱製品情報シートにて上述の項目を記載するとともに、

次の資料を協定自治体あて提出してください。

- ・当該製品に協定木材および国産合法木材が使われていること及びその使用量を証明する書類（販売先に出す証明書類のサンプル） 【27 ページ参照】
- ・製品情報シートに記載した数値の計算根拠（所定の計算シートを作成して提出）
【28 ページ参照】

◆ 特殊業態の事業者の各書類の作成・Web入力について ◆

(1) 伐採のみを行う事業者 ※伐採事業者用の書式を使用すること

①書類の作成

事業者登録申請書	必要	「主な取扱製品分野」に『伐採のみ』と記載
事業者情報シート	不要	HPでの掲載を希望する場合は作成し、自治体に提出（自治体は港区に当該事業者にIDを発行するよう申し伝えてください）
取扱製品情報シート	不要	—

②Web入力

事業者情報	不要	HPでの掲載を希望する場合は入力
取扱製品情報	不要	—

(2) 販売・流通事業者 ※販売・流通事業者用の書式を使用すること

【制度上、登録は必須ではありませんが、登録することは可能です】

①書類の作成

事業者登録申請書	必要	「主な取扱製品分野」に『販売・流通』と記載
事業者情報シート	必要	—
取扱製品情報シート	不要	HPでの掲載を希望する場合は作成し、自治体に提出（通常用の書式を使用する）

②Web入力

事業者情報	必要	—
取扱製品情報	不要	HPでの掲載を希望する場合は入力

(3) その他製品取扱事業者 ※その他製品取扱事業者用の書式を使用すること

【玩具、文具・事務用品、生活用品、その他製品を取り扱う事業者】

①書類の作成

事業者登録申請書	必要	—
事業者情報シート	必要	—
取扱製品情報シート	必要	—

②Web入力

事業者情報	必要	—
取扱製品情報	必要	—

(4) 特定取引のみの事業者 ※特定取引事業者用の書式を使用すること

特定取引事業者の例

- ある特定の事業者の製品ののための中間部材のみを製造する工場
- 自社で直接的な販売は行っていない（商社、問屋への卸のみ）部材メーカー など

【制度上、協定木材のトレーサビリティ確保のため登録が必要です】

①書類の作成

事業者登録申請書	必要	「主な取扱製品分野」に規定の文言を記載（記入例を参照）
事業者情報シート	不要	HPでの掲載を希望する場合は作成し、自治体に提出（自治体は港区に当該事業者にIDを発行するよう申し伝えてください）
取扱製品情報シート	不要	HPでの掲載を希望する場合は作成し、自治体に提出（通常用の書式を使用する）

②Web入力

事業者情報	不要	HPでの掲載を希望する場合は入力
取扱製品情報	不要	HPでの掲載を希望する場合は入力

4 各書類の提出方法

作成した各書類は、以下の要領で自治体に提出してください。

(1) 事業者登録申請書

代表者印を押した書類の原本を提出

(2) 事業者情報シート

提出方法（紙または電子データ）は登録する自治体の指示による

(3) 取扱製品情報シート

提出方法（紙または電子データ）は登録する自治体の指示による

(4) 当該製品に協定木材および国産合法木材が使われていること及びその使用量を証明 する書類（販売先に出す証明書類のサンプル）

提出方法（紙または電子データ）は登録する自治体の指示による

(5) 製品情報シートに記載した数値の計算根拠（所定の計算シートを作成して提出）

元のファイル形式（エクセル）のまま電子データで提出

＜製品分野一覧＞

●素材

大分類	小分類 ※ここから選択
丸太	■製材用 ■集成材用 ■合板用 ■チップ用 ■杭用 ■その他丸太
構造用製材品	■構造用製材品 ※詳細は別表を参照
羽柄用製材品	■羽柄用製材品 ※詳細は別表を参照
造作・内装用製材品	■造作・内装用製材品 ※詳細は別表を参照
その他製材品	■建具用 ■家具用 ■集成材ラミナ用 ■外構用 ■2×4 部材用 ■その他製材品
集成材	■構造用集成材 ■造作用集成材 ■化粧貼集成材
LVL	■構造用 LVL ■造作用 LVL
合板	■構造用合板 ■普通合板 ■難燃合板 ■化粧合板 ■ランバーコア合板
木質ボード	■ハードボード ■MDF ■インシュレーションボード ■OSB ボード ■パーティクルボード ■木毛セメント板・木片セメント板 ■化粧木質ボード ■その他木質ボード
突板・シート	■突板 ■シート
再生木材	■再生木材
その他素材	■その他素材

●製品

大分類	小分類 ※ここから選択
単層（無垢）フローリング [®]	■単層（無垢）フローリング [®]
単層（集成）フローリング [®]	■単層（集成）フローリング [®]
単層（圧密）フローリング [®]	■単層（圧密）フローリング [®]
複合（突板）フローリング [®]	■複合（突板）フローリング [®]

複合（シート）フローリング	■複合（シート）フローリング
複合（圧密）フローリング	■複合（圧密）フローリング
縁甲板	■縁甲板
その他フローリング	■その他フローリング
造作（洋室）	■造作部材 ■階段・手摺 ■モールディング ■その他造作（洋室） ※詳細は別表を参照
造作（和室）	■造作部材 ■銘木 ■その他造作（和室） ※詳細は別表を参照
建具	■カーテンウォール ■サッシ ■ドア ■収納扉 ■襖・障子 ■可動間仕切り ■その他建具
内装仕上	■内壁材 ■天井材 ■内装ルーバー ■その他内装仕上
外装仕上	■外壁材 ■外装ルーバー ■その他外装仕上
家具（置き家具）	■テーブル・机 ■イス・ソファ・ベンチ ■箱物 ■特注家具 ■その他家具
家具（造作）	■造作家具
室内装飾	■ブラインド ■パーティション ■モニュメント ■その他室内装飾
住設機器	■キッチン ■洗面化粧台 ■手洗いカウンター ■ユニットバス ■浴槽 ■照明器具 ■その他住設機器
水槽	■水槽
外構	■デッキ・舗装ブロック ■フェンス・柵・門扉 ■枕木・堰板・杭 ■家具・遊具 ■パーゴラ・東屋・ログハウス・トイレ ■モニュメント ■標識・サイン ■メールボックス・ゴミ箱・側溝蓋 ■緑化材 ■その他外構
システム・ユニット	■階段ユニット ■押入れユニット ■システム収納 ■床システム ■システム天井 ■壁システム

	■その他システム・ユニット
その他製品	■玩具 ■文具・事務用品 ■生活用品 ■その他製品

【 別表 】

●製材品

構造用製材品	土台、大引、管柱、通柱、梁、桁、母屋、棟木、火打土台、火打梁、小屋束、床束、方杖
羽柄用製材品	間柱、筋交、野縁、窓台、マグサ、建具枠下地材、垂木、屋根断熱材受け材、破風板、鼻隠、広小舞、胴縁、根太、壁、天井下地補助材、貫、壁下地、床下地、屋根下地
造作・内装用製材品	サッシ枠、建具枠、巾木、廻縁、雑巾摺、式台、框、敷居、鴨居、長押、カウンター、飾棚、床材、壁材、天井材、見切

●造作（洋室）

造作部材	巾木、沓摺、額縁、膳板、見切材、カーテンボックス、天板、棚板、家具部材
階段・手摺	階段、手摺、手摺部材
モールディング	モールディング
その他造作（洋室）	框・式台、その他

●造作（和室）

造作部材	巾木、雑巾摺、畳寄、敷居、鴨居、長押、付鴨居、化粧柱、付柱、廻縁、額縁、膳板、見切材、カーテンボックス、天板、棚板、落掛、格天井、家具部材
銘木	框、式台、踏板、床框、床板、床柱、雲板、無双四分一、化粧丸太
その他造作（和室）	階段、手摺、手摺部材、その他

参考資料 1

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における 混合製品の「木材使用量」及び「二酸化炭素固定量」の考え方と算定方法

1. 対象とする混合製品

本ルールは、繊維板、パーティクルボード、複合フローリング等、複数種類の材料で構成される全ての木材製品に対して適用する。

ただし、外国産木材（以下、外材という。）を原材料として使用している製品等については、その合法性が証明できない場合は本制度の対象外とする。

2. 制度の対象となる原材料

- (1) 二酸化炭素固定量の認証対象は「協定木材」および「国産の合法木材」である。
- (2) 本制度においては、「協定木材」および「国産の合法木材」が含まれることが定量的に証明できる場合のみ、「協定木材」および「国産の合法木材」分の二酸化炭素固定量を認証する。
- (3) ただし、パーティクルボードや繊維板等に含まれる建築廃材の二酸化炭素固定量は、本制度においては認証しない。

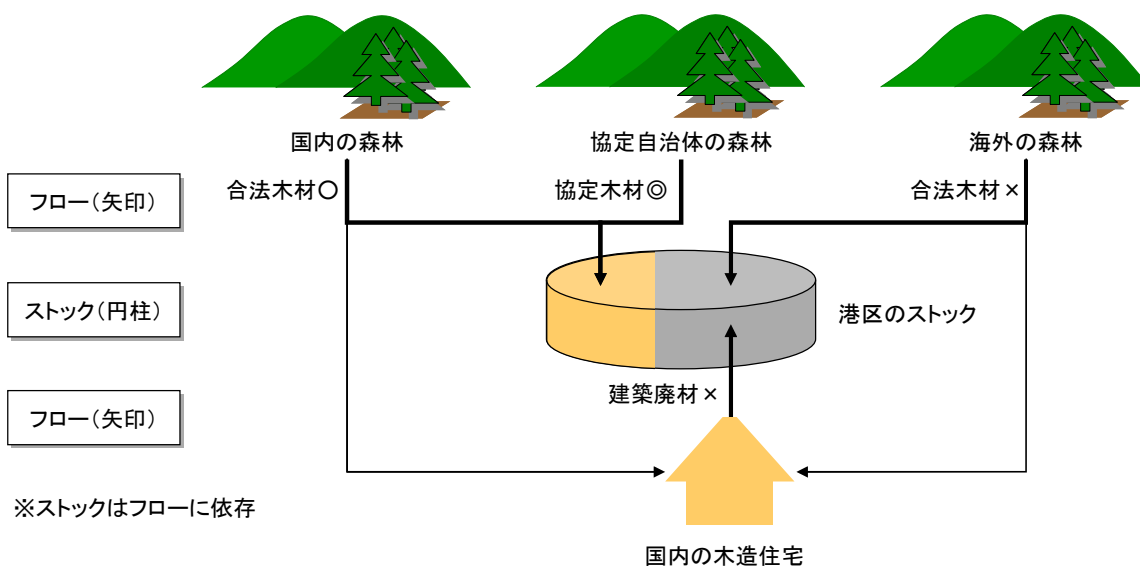


図 1

3. 評価にあたっての詳細

(1) uni4m マークの運用について

- ① 製品を構成する木質材料の体積または重量ベースで**70%以上**が協定木材であれば、当該製品（当該製品の広告媒体を含む）に **uni4m マークを付けることができ**、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度**対応製品**」と記載できる。
- ② 製品を構成する木質材料のうち、協定木材が体積または重量ベースで**70%未満**の場合、当該製品（当該製品の広告媒体を含む）に **uni4m マークを付けることができない**。また、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度**登録製品**」と記載する。

③ なお、上記②の uni4m マークが付かない製品については、材料に含まれる「協定木材」を「国産の合法木材」としてカウントする。つまり、uni4m マークが付かない製品については、「国産の合法木材分の算定値」のみの計上となる。

以上を図解すると図 2 の通りとなる。

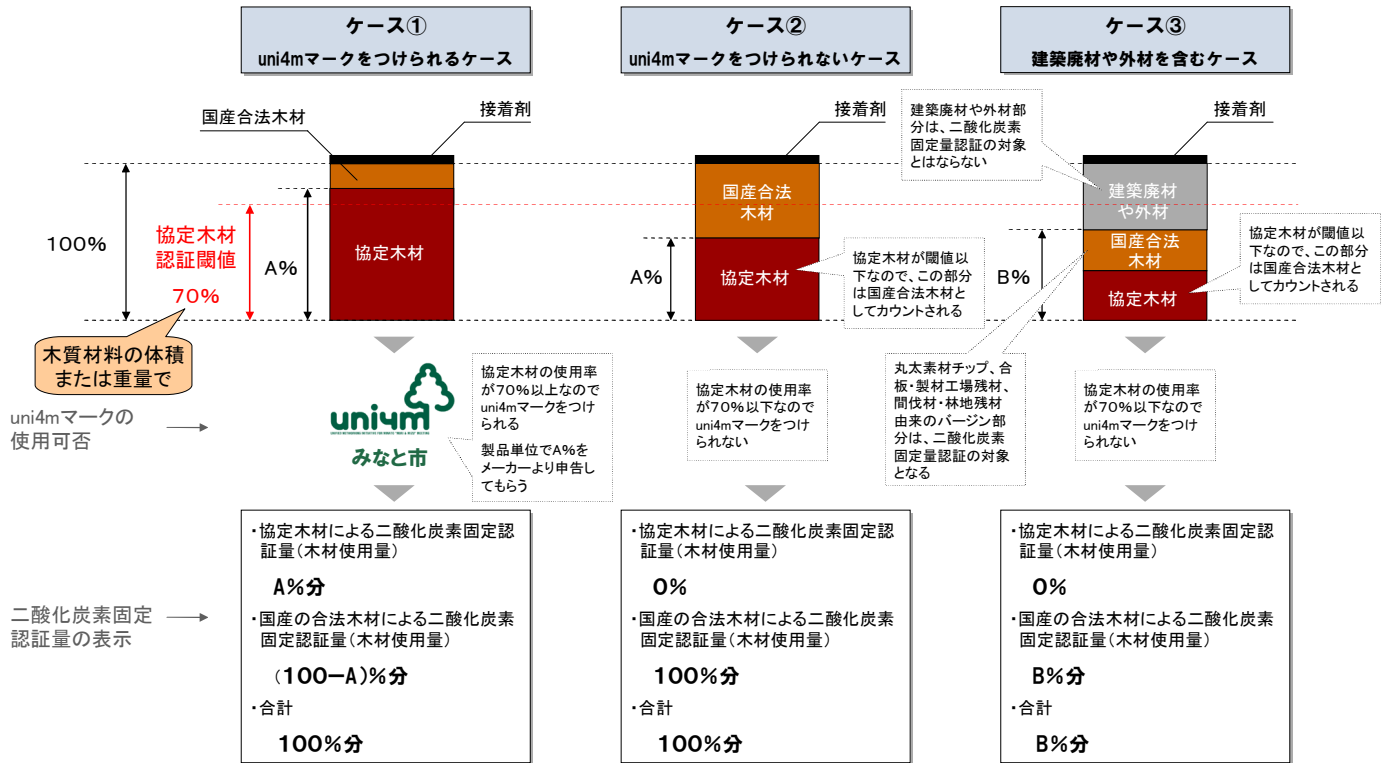


図 2

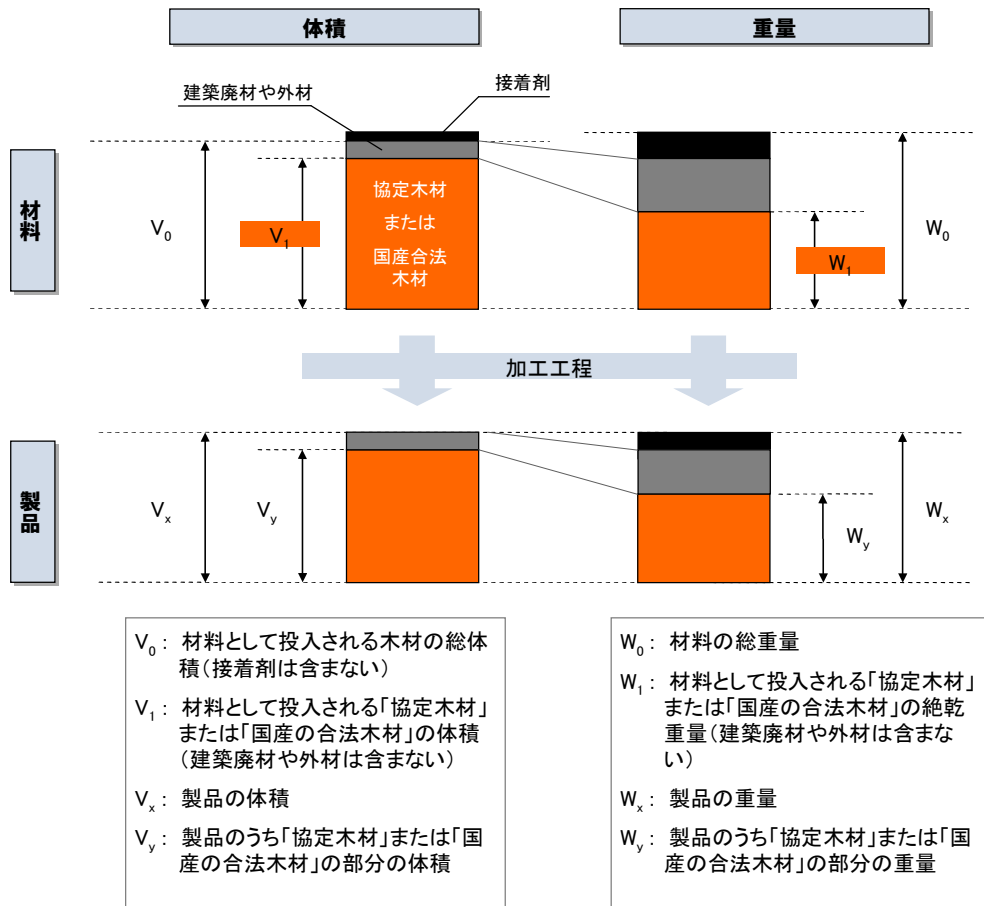
(2) 混合比率の確認について

登録事業者（メーカー）は、本制度の対象となる製品を登録するにあたり、「協定木材」と「国産の合法木材」を分別のうえ、ロット単位あるいは一定の生産期間単位で「木材使用量(m³)」と「二酸化炭素固定量(t-CO₂)」の平均値を登録する自治体に申告する。

(3) 木材使用量の計算方法について

「木材使用量」と「二酸化炭素固定量」は次のいずれかの方法により計算する。(図 3)

- ① 材料木材の体積（すなわち材積）より計算する方法
- ② 材料木材の重量より計算する方法



A. 材料の体積より計算する場合 (集成材・合板・圧密材等)

$$\text{二酸化炭素固定量 (t-CO}_2\text{)} = V_1 \times a \times 0.5 \times \frac{44}{12}$$

容積密度: 材料の体積換算での樹種配合比率によって加重平均して算出 炭素含有率 二酸化炭素換算係数

$$\text{木材使用量 (m}^3\text{)} = V_1$$

B. 材料の重量より計算 (パーティクルボード・MDF・OSB・木質セメント板等)

$$\text{二酸化炭素固定量 (t-CO}_2\text{)} = W_1 \times 0.5 \times \frac{44}{12}$$

炭素含有率 二酸化炭素換算係数

$$\text{木材使用量 (m}^3\text{)} = W_1 \div a = V_1$$

配合比率の最も高い使用樹種の容積密度

図 3

(補足 1) 材料について

「重量より計算する場合 (パーティクルボード・MDF・OSB・木質セメント板等)」の材料は、「チップ」を指す。

（補足 2）接着剤について

本算定式においては、接着剤の使用量を変数として考慮しない。

（補足 3）容積密度について

本制度では、「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」における容積密度の定義を準用している。

●容積密度 (a) = 絶乾重量 ÷ 生材容積

●容積密度の単位：g/cm³ = ton/m³

混合品の容積密度 (a) は、パーティクルボード・MDF・OSB・木質セメント板等の場合、配合比率の最も高い使用樹種の容積密度を使用する。また、樹種不明の場合には、スギの容積密度でこれを代替する。

（補足 4）含水率について

●含水率 = (重量 - 絶乾重量) / 絶乾重量

●絶乾重量：定重量になるまで乾燥したときの重量である。

本算定式においては、含水率を変数として考慮する必要はない。

MDF・パーティクルボードの含水率について

<材料受け入れ時の含水率>

- ・工場でのチップ受入れ検収時には、現物の含水率を測定し、絶乾重量に割り戻している（つまり、チップの購入単位は、絶乾重量である）
- ・以後の工場内の工程においても、管理単位は絶乾重量である

<材料の保管時の含水率>

- ・チップは、屋外で保管するため、保管時に含水率は大きく変動する
- ・平衡含水率は 10 数%だが、
- ・雨が降れば含水率は、50%を越えることもある
- ・晴天が続けば、含水率は 7～8%になることもある

<製作工程内での含水率>

○パーティクルボード

- ・チップを粒子状にしたあと一旦乾燥させてからノリを加えて成形する
- ・成形前の粒子の含水率は平衡含水率よりも低くなる

○MDF

- ・チップを煮て（水に浸して）からほぐすため、含水率の管理はそこで行う

以 上

【製品の協定木材使用量証明書類の例 ※販売先に出す証明書類のサンプル】

株式会社●●建設 様

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度登録製品の 協定木材・国産合法木材使用証明書

添付の明細書に示された当社 MDF（▼▼ボード）は「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に登録しており、協定木材及び国産合法木材を使用していることを証明いたします。

協定木材及び国産合法木材の使用量と CO₂ 固定量の算出には、下表の値を用いてください。

なお、当製品の管理番号は mm0002 です。

▼▼ボード 1m³あたりの CO₂ 固定量と木材使用量

	比率	t-CO ₂ (ton/m ³)	木材使用量(m ³)
協定木材	2.6%	0.026	0.045
国産合法木材	76.4%	0.762	1.323
合計	79.0%	0.788	1.368

2012年 ○月 ○日

■■株式会社 ※※課 担当：●●●●

▲▲県▽▽市◆◆1-1-1 TEL：****-**-****

【取扱製品情報シートに記載した数値の計算根拠（計算シート）】

みなとモデル 国産木材使用量 内訳表A (パーティクルボード・MDF・OSB・木質セメントボード等の計算用)

Ver. 2011.11.11.

このシートは、パーティクルボード・MDF・OSB・木質セメントボード等の計算に使ってください。

色のセルを埋めてください。

1. 会社情報

会社名	みなと木材株式会社	Tel	03-3710-3710	Fax	03-3710-6931
住所	〒107-8516 港区赤坂4丁目18番13号		e-mail	okd@minamoku.co.jp	

2. 製品情報

港区が採番します

名称	製番(品番)名	港区管理番号	材種	製品寸法			体積 (m ³)
				長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	
みなもくスーパーボード	MMPB100015012	PB1109091	パーティクルボード	1,820	910	12	0.020

申告期間期初	申告期間期末	申告期間の 製品の生産量(m ³)
2011/9/1	2011/9/30	1,000

ロット単位、あるいは製品単位で申告する場合には、申告期間の期初・期末は同じ日付になります。

協定木材比率	40.2%
--------	-------

	製品1m ³ 当たりの 二酸化炭素固定量 (t-CO ₂ 値)	製品1m ³ 当たりの 木材使用量 (m ³)
協定木材	0.733	1.274
国産の合法木材	0.183	0.318
合計	0.917	1.592

3. 当該製品1単位当たりの材料構成

材料	樹種 ※不明の場合は スギとする	属性	協定自治体名	製品1m ³ 当たりの 材料の投入量 ※総乾重量(bone dry ton/m ³)	容積密度	製品1m ³ 当たりの 材料の投入量 ※体積(m ³)	製品1m ³ 当たりの 二酸化炭素固定量 (t-CO ₂ 値)	申告期間の 正味チップ投入量 ※総乾重量(bone dry ton)
材料1	スギ	協定木材	日南市	0.400	0.314	1.274	0.733	400
材料2	スギ	国産の合法木材		0.100	0.314	0.318	0.183	100
材料3	スギ	建築廃材		0.300	0.314	0.955	0.550	300
材料4	外来針葉樹	外材		0.200	0.32	0.625	0.367	200
材料5				0.000	#N/A		0.000	
合計				1.000		3.173		
協定木材 計				0.400		1.274	0.733	
国産の合法木材 計				0.100		0.318	0.183	
協定木材 比率				40.0%		40.2%		

参考資料 2

二酸化炭素固定量の計算方法

本制度では、「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」による容積密度と炭素含有率を使用して二酸化炭素固定量を計算します。

1. 計算式

$$\text{CO2 固定量 (t-CO2)} = \text{対象木材の使用材積 (m3)} \times \text{容積密度 (t/m3)} \\ \times \text{炭素含有率 (0.5)} \times \text{CO2 換算係数 (44/12)}$$

(例) スギを 100m³ 使用した場合

$$100 \times 0.314 \times 0.5 \times 44/12 = 57.56 \text{ t-CO2}$$

2. 各樹種の容積密度

●針葉樹

樹種	容積密度	樹種	容積密度
スギ	0.314	ツガ	0.464
ヒノキ	0.407	エゾマツ	0.357
サワラ	0.287	アカエゾマツ	0.362
アカマツ	0.451	マキ	0.455
クロマツ	0.464	イチイ	0.454
ヒバ	0.412	イチョウ	0.45
カラマツ	0.404	外来針葉樹	0.32
モミ	0.423	その他針葉樹 (沖縄産)	0.464
トドマツ	0.318	その他針葉樹 (上記以外の県産)	0.423
その他針葉樹 (北海道、東北 6 県、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、山梨、長野、岐阜、静岡産)			0.352

●広葉樹

樹種	容積密度	樹種	容積密度
ブナ	0.573	カツラ	0.454
カシ	0.646	ホオノキ	0.519
クリ	0.419	カエデ	0.344
クヌギ	0.668	キハダ	0.369
ナラ	0.624	シナノキ	0.369
ドロノキ	0.291	センノキ	0.398
ハンノキ	0.454	キリ	0.234
ニレ	0.494	外来広葉樹	0.66
ケヤキ	0.611	カンバ	0.468
その他広葉樹（千葉、東京、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄産）			0.469
その他広葉樹（三重、和歌山、大分、熊本、宮崎、佐賀産）			0.646
その他広葉樹（上記2区分以外の府県産）			0.624